

## 発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	令和4年 6月 8日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

### 【件名及び発言の要旨】

#### Ⅰ 廃プラスチックを回収してマテリアルリサイクルするプラントの稼働について

今秋から稼働予定のリサイクルプラントは新素材のL I M E Xなどの開発、製造、販売を行う株式会社T B Mの進出によるもので、使用済みL I M E X製品や廃プラスチックを回収、自動選別、再生するとのことで、まずはこれらの本格稼働の前に実証実験を行うという。

- (1) 本市はこのリサイクルプラントの誘致を「ゼロカーボンシティの実現」として位置づけているが、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことにどのように資するとお考えか。リサイクルプラントを稼働させることで逆に二酸化炭素が増加するということはないか。稼働に当たって排出が想定される二酸化炭素量とこのプラントの優位性によって軽減されると想定される二酸化炭素量を相殺した推計を出しているのか、併せて市長に伺う。
- (2) これまでのごみ処理の分別や考え方の変遷、また、今後のごみ処理のコンセプト、方向性をお示しいただきたい。
- (3) エコミルやアイクルの規模、人員体制にも変更が生じるのか

伺う。

- (4) 株式会社TBMにとって廃プラスチックはLIME X製品等のもとになる材料だ。たくさん確保することが必要だと思うがこれではプラスチックそのものを減らしていくという今の大きな流れとある意味矛盾するようにも感じる。企業理念がおありだと推察するが、本市としてはこの点についてどのように受け止めているのか。
- (5) 生ごみの自宅処理、水切りの徹底について市を挙げての一大キャンペーン的取組が必要と思うが、市長のお考えを伺う。
- (6) 啓発事業は児童生徒の皆さんにも必要だ。学校現場では現在どのようにごみの分別を学習しているのか。また、生ごみを焼却しない取組についてどのように学んでいるのか、教育長に伺う。
- (7) プラントが本格稼働すればパッカー車の動線が変わる。市民や収集業者への周知や合意形成はしっかりと丁寧に行う必要があると思うが、その姿勢とスケジュールをお示しいただきたい。
- (8) 他都市からも廃プラスチックを受け入れる計画なのか。受け入れるのならば、規模はどのようになるのか。搬入車両の動線、振動、騒音、臭気等について調査はしているのか。プラント自体の騒音、臭気、プラスチックを回収、自動選別する際に用いる化学薬品等による下水道や土壌、大気への影響はいかがか。近隣、周辺住民への周知、合意形成はどのように進めているのか、併せて伺う。
- (9) このプラントは長期的安定的な稼働が約束できるか。株式会社TBMとは包括的連携協定も視野に入れているのか、併せて伺う。

## 2 中学校水泳プールにおける溢水事故について

昨年6月下旬から9月上旬までの約2か月半にわたって水道水をオーバーフローさせ流失させてしまったとして中学校の関係教職員3人に対して損失額348万8,000円の2分の1の額の174万4,000円を職責及び過失内容等に応じ、民法第709条の規定により

損害賠償請求した。

- (1) 溢水事故は9月2日の水道検針時に判明したというが、7月の検針時点で、対処することはできなかったのか、教育長に伺う。
- (2) 今回の溢水事故では多額の損害賠償請求が生じ、3人の関係教職員のうち管理職である校長、教頭の2人は請求金額の4分の1ずつで、担当教員は2分の1となっている。この割合はどのような理由で決められたのか。また、損失額全体の半分は市が払っている。このことの根拠についても併せて教育長に伺う。
- (3) 市長は支払いの半분을了承している。このことの受け止めと今回の事案全体についてどのような御所見をお持ちか。
- (4) 教育委員会からの報告によりプールの管理体制が整備されていなかったことが明らかになったが、これは日報などを作成し複数の目でチェックするというようなルールがなかったということか。併せて、この現状についての教育長の御所見も伺う。
- (5) 私はこの教員の考えや行為が管理職や他の教員に全く伝わっていなかったということに事の深刻さがあるのではないかと考えるが、教育長はいかがお考えか。
- (6) 最大の問題点は何だとお考えか。また、改善のためには何が必要だとお考えか、教育長に伺う。

### 3 旧軍港市転換法を起点にしたまちづくりについて

私は2017年9月、上地市長の所信表明に対する質問を皮切りに、旧軍港市転換法と本市のアイデンティティーの問題、「日米軍事同盟深化」としての安保関連法の具現化、基地機能の強化は旧軍港市転換法からの完全な逸脱であること、また旧軍港市転換法第8条にうたわれている「不断の活動」をめぐる解釈について等、多数の観点で市長と質疑を交わしてきた。施行されて72年がたつが、私は横須賀の他都市との違い、横須賀の横須賀たるゆえん、横須賀の歴史、さらにはこれからの横須賀を考えた際に、旧軍港市転換法は片時も忘れてはならないものであり、市政を進める上で起点に据えるべきものだと考えている。なぜならば、旧軍港市転換法は憲法第95

条にうたわれた特別法として、時の住民の投票によってつくられたという動かし難い制定過程を持っている。歴代の市長は言わば、この直接民主主義によって制定された旧軍港市転換法を常に懐に持ちながら国や米軍と対峙するというのが、図式であった。地方自治の本旨である団体自治権がここに具現化していると考ええる。4月から施行されている「YOKOSUKAビジョン2030（基本構想・基本計画）」にも引き続き旧軍港市転換法がうたわれ、過去の質疑においても市長は旧軍港市転換法は形骸化していないと答弁されてきた。以上のような経緯と思いを背景に持ちながら、数点に渡って伺う。

- (1) 北米局日米地位協定室長が本市を来訪した際に市長は「2隻体制を意味するものではないことを確認した」と報告されている。ここで、市長がおっしゃっている「2隻体制」とはどのようなものを想定されているのか。私は確認すべきは「2隻体制」なる曖昧な言葉ではなく今回のような複数の原子力空母の出港、入港が短期間に繰り返されるような状態が今後は常態化するのか否かということだと思うが、この点について米軍にはっきりと確認するべきと思うがいかがか。また、今後、物理的に2隻同時接岸を可能とするためのしゅんせつ工事等を行うことのないように、併せて米軍に確認することが必要と思うがいかがか。3点について答弁を求める。
- (2) 改めて市長は旧軍港市転換法をどのようにお考えか。
- (3) 軍関連の施設は港の振興に対して足かせになっていると思うが、市長はどのような御認識をお持ちか。旧軍港市転換法と港振興の整合性について伺う。
- (4) 2002年頃まで、本市は基地が存在するゆえに失っている利益について推計値を算出していた。なぜ、やめてしまったのか。私は「稼げる」「稼ぐ」という発想でまちづくりを進めるとき、本市に米軍基地、自衛隊施設があることで本来ならば本市に入ってくるべき利益が失われているという点を厳格に直視することこそ先行して、あるいはセットで考えるべきだと思う。逸失利益を可視化することも必要だと思う。併せて市長のお考えを伺う。